

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

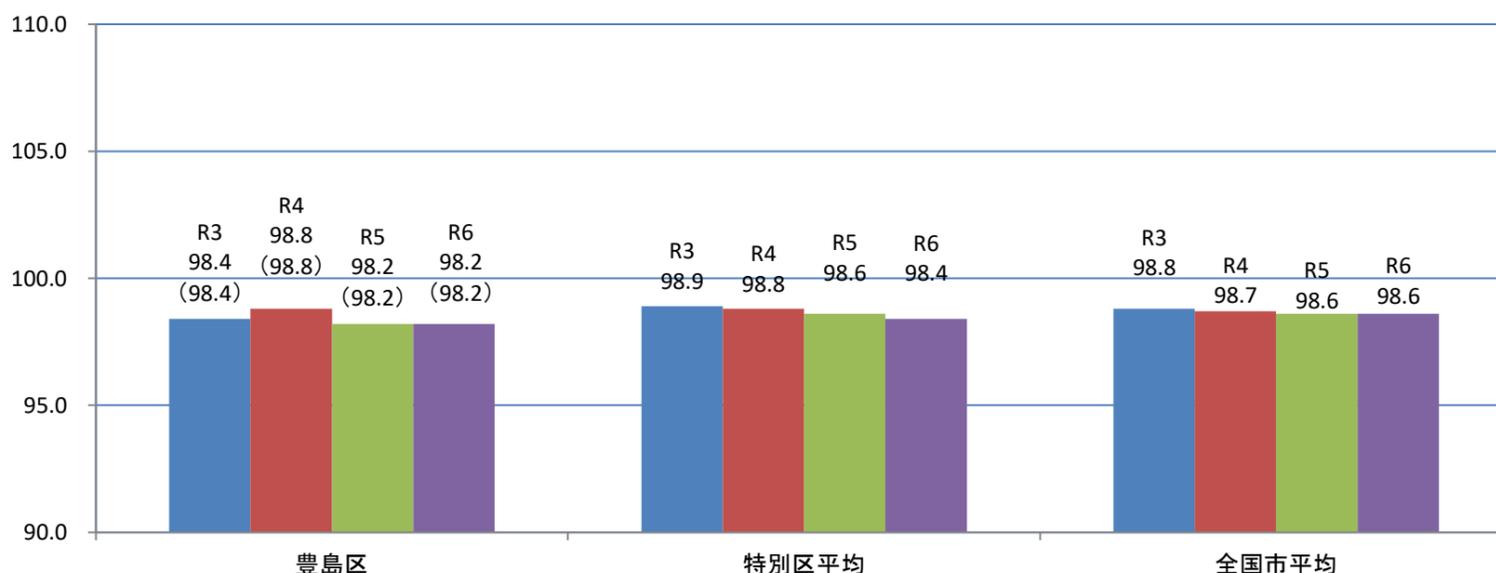
区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 6年度の人件費率
6年度	294,644人	149,661,698千円	2,768,820千円	25,827,832千円	17.3%	15.7%

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 特別区平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	1,985人	6,923,352千円	2,657,713千円	3,507,012千円	13,088,077千円	6,593千円	-

- (注) 1. 職員手当には退職手当を含まない。
 2. 職員数は、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3. 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年度4月1日現在)



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2. () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4. ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

1) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
6年度	393,192円	382,163円	11,029円 (△2.89%)	2.89%	2.89%	2.76%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

2) 特別給 (期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
6年度	4.87	4.65	0.22 月	0.2	4.85	4.60月分

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 特別区人事委員会勧告に基づき、地域手当の支給割合を18%から20%に引き上げることと合わせて、一般行政職の給料表については平均約1.7%引下げる改定を行いました。

なお、国の初任給との均衡や人材確保の観点から、I類初任給までの号給等については引下げを行わないこととし、初任給付近の号給等は引下げを緩和しました。

他の給料表については、一般行政職の給料表との均衡を考慮し同様の見直しを行いました。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準20%と同様に豊島区においても20%を支給します。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施

(参考)

	令和3年度の 支給割合	令和4年度の 支給割合	令和5年度の 支給割合	令和6年度の 支給割合
国基準による支給割合	20%	20%	20%	20%
豊島区の支給割合	20%	20%	20%	20%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施しました。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

1) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
豊島区	40.3歳	310,800円	426,781円	389,410円
東京都	42.3歳	325,837円	470,901円	409,944円
国	41.9歳	332,237円	-	414,480円
特別区	-	-	-	-

- (注) 1. 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=超過勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 3. 令和7年の特別区人事委員会勧告前の状況である。

2) 技能労務職

令和7年4月1日現在

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
豊島区	53.8歳	121人	281,300円	385,637円	344,714円	-	-	-	-
うち清掃職員	53.3歳	75人	287,800円	410,852円	353,878円	廃棄物処理業従業員	47.7歳	314,900円	1.30
うち用務員	60.3歳	17人	260,500円	327,594円	313,406円	用務員	49.2歳	244,800円	1.34
東京都	50.3歳	1,189人	289,995円	391,360円	357,218円	-	-	-	-
国	51.3歳	1,703人	294,567円	-	337,907円	-	-	-	-
特別区	53.6歳	228人	284,926円	387,351円	349,817円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
豊島区	-	-	-
うち清掃職員	6,594,024円	4,376,300円	1.51
うち用務員	5,184,328円	3,297,300円	1.57

- (注) 1. 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3～令和5年の3ヶ年平均)
 2. 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 3. 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
 4. 令和7年の特別区人事委員会勧告前の状況である。

3) 教育職(幼稚園)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
豊島区	31.5歳	295,400円	408,803円
東京都	39.7歳	354,959円	458,724円
特別区	-	-	-

- (注) 1. 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2. 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 3. 令和7年の特別区人事委員会勧告前の状況である。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		豊島区	東京都	国	
一般行政職	I類	220,000円	225,500円	総合職 一般職	230,000円 220,000円
	III類	182,000円	188,000円		188,000円
技能労務職(技能I)		176,400円	185,400円	-	

(注) 令和7年の特別区人事委員会勧告前の状況である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	280,698円	373,135円	407,412円	371,600円
	高校卒	250,725円	319,625円	392,450円	323,900円
技能労務職		-	-	300,600円	318,300円

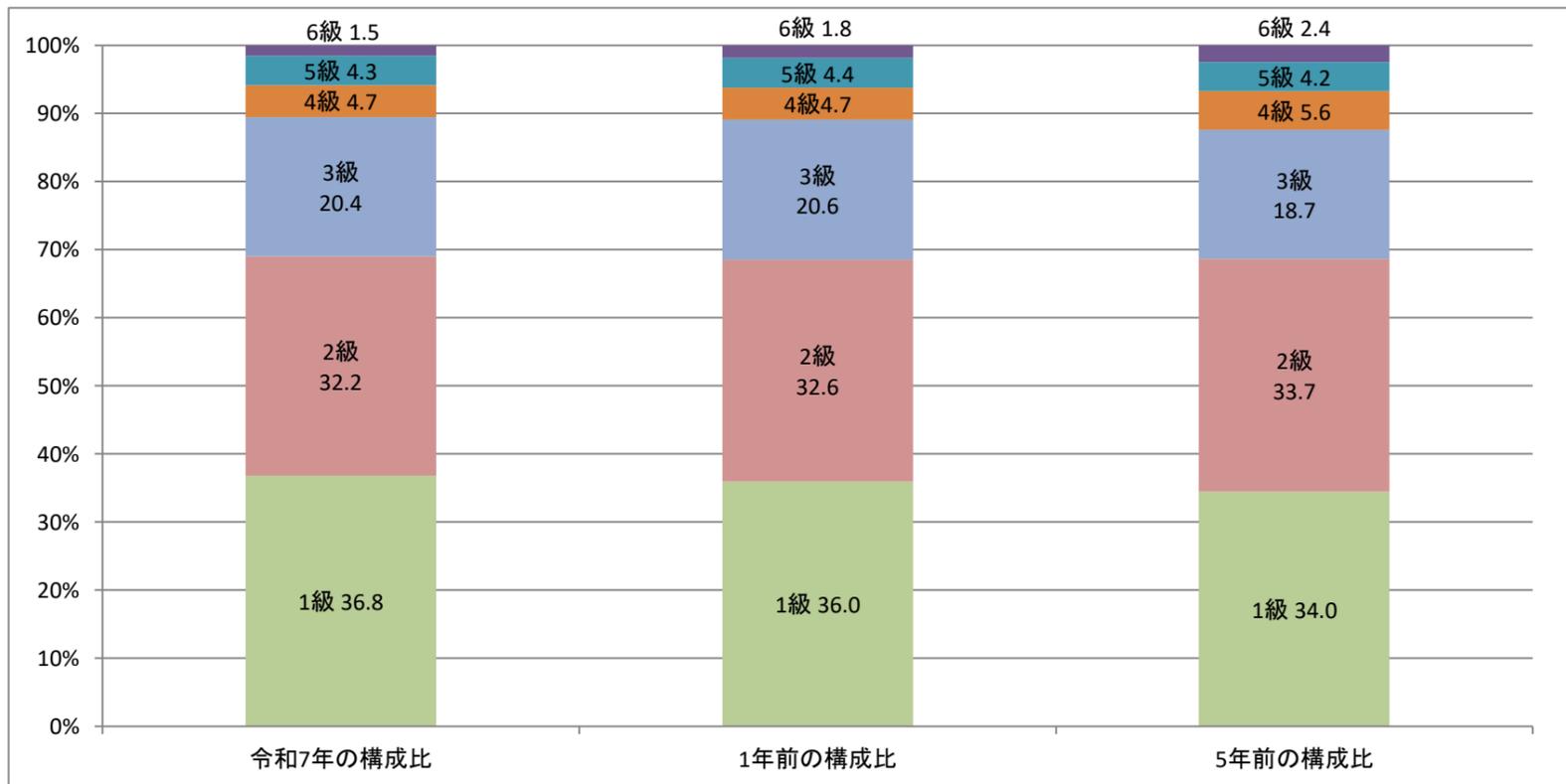
(注) 令和7年の特別区人事委員会勧告前の状況である。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

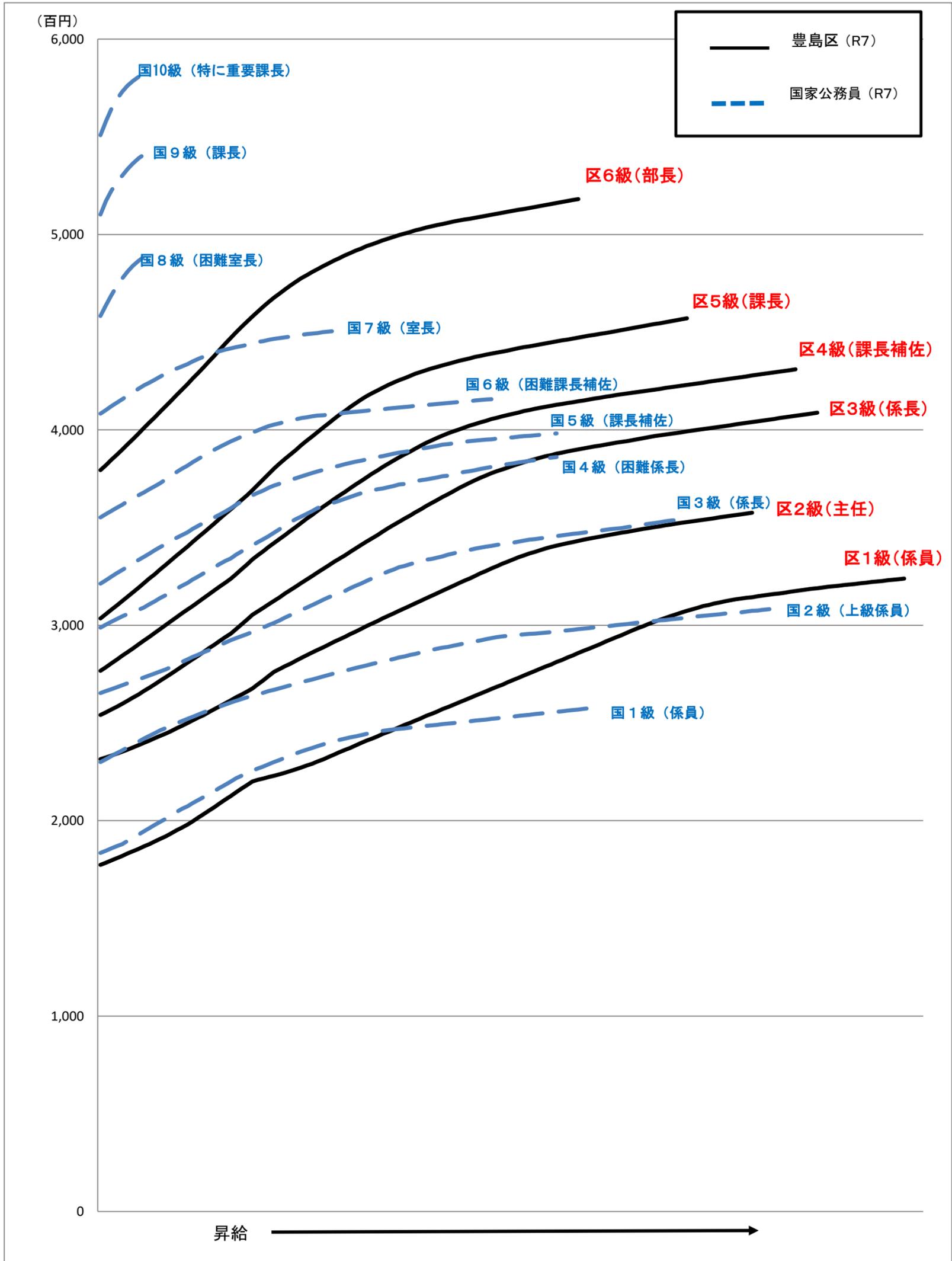
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長	19人	1.5%	379,400円	518,100円
5級	課長	55人	4.3%	303,500円	457,100円
4級	課長補佐	60人	4.7%	276,700円	431,100円
3級	係長	260人	20.4%	254,100円	408,800円
2級	主任	410人	32.2%	231,500円	357,600円
1級	上記の職務の級に属さない職員	468人	36.8%	177,400円	323,900円

- (注) 1. 豊島区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3. 令和7年の特別区人事委員会勧告前の状況である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

区分	全職種	
	6年度	7年度
職員数 A	2,094人	2,161人
昇給区分A(6号昇給)・ 昇給区分B(5号昇給)により昇給した 職員数 B	605人	637人
比率 B/A	28.9%	29.5%

(注) 「昇給区分A」又は「昇給区分B」の職員は、「標準」の職員と比べて1、2号拡大された昇給幅が付与されています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

豊島区	東京都	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,771千円	1人当たり平均支給額(6年度) 2,053千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.35月分 (1.15)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.35月分 (1.15)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 (1.40)月分 勤勉手当 2.10月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5~20% 管理職加算 15~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 3~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

管理職員の成績率

成績段階	勤務成績割合	一律拋出割合	成績率	加重値	
最上位	基準で定める算出方法によりその都度決定	400/10000	勤務成績割合から一律拋出割合を減じた率	2	
上位				1	
中位			10000/10000	9600/10000	/
下位			9500/10000	9100/10000	
最下位			9000/10000	8600/10000	

管理職員以外の成績率

成績段階	勤務成績割合	一律拋出割合	成績率			加重値	
最上位	基準で定める算出方法によりその都度決定	係長級 150/10000	勤務成績割合から一律拋出割合を減じた率			2	
上位						1	
中位			10000/10000	9850/10000(係長級)	9900/10000(主任) (技能主任以上)	9950/10000(係員)	/
下位			9750/10000	9600/10000(係長級)	9650/10000(主任) (技能主任以上)	9700/10000(係員)	
最下位			9500/10000	9350/10000(係長級)	9400/10000(主任) (技能主任以上)	9450/10000(係員)	

(注) 行政系人事制度改正による新職層の反映前である。

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

豊島区			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.5869月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.2708月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.7090月分
最高限度額	39.75月分	47.70月分	最高限度額	47.7090月分	47.7090月分
その他の加算措置 早期退職者割増制度 (50歳～59歳かつ勤続25年以上 年2%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (年3%加算)		
1人当たり平均支給額	3,552千円	21,577千円			

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2. 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (6年度決算)		1,562,653千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)		724,457円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
豊島区	20.0%	2,157人	20.0%

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (6年度決算)		35,295千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)		143,965円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (6年度)		12.6%		
手当の種類 (手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
ごみ収集運搬等業務従事手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務	13,187千円	日額 700円
福祉訪問等業務従事手当	福祉事務所等に勤務する職員	生活保護等家庭訪問・面接業務	9,409千円	日額 370円
		母子等相談業務	289千円	日額 370円
感染症対策業務従事手当	保健所に勤務する職員	感染症患者等接触業務 (1類・指定・新感染症)	0円	日額 650円
		感染症患者等接触業務 (2類)	6千円	日額 260円
		新型コロナウイルス感染症患者直接接業務	0円	日額 4,000円
		上記以外の業務	0円	日額 3,000円
一時保護業務従事手当	一時保護所に勤務する職員	児童福祉法第11条第1項第2号ホに定める業務	7,346千円	日額 1,470円
児童相談所業務従事手当	児童相談所に勤務する職員	児童福祉法第12条第2項に定める業務	5,058千円	日額 950円

(注) 新型コロナウイルス感染症に定める業務は令和2年1月27日から令和6年5月8日まで適用。

(5) 超過勤務手当

支給実績 (6年度決算)	592,690千円
職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)	293千円
支給実績 (5年度決算)	506,315千円
職員1人当たり平均支給年額 (5年度決算)	256千円

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

区分	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容 (内容及び支給単価)	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)	
扶養手当	配偶者	4,000円	異なる	6,500円	99,048千円	184,447円	
	子	9,500円		10,000円			
	父母等	6,000円		6,500円			
	満16歳年度の初め～満22歳年度末までの子に係る加算	4,000円		5,000円			
住居手当	自らが居住するための住居を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払っている世帯主等である職員	27,000円 (最高)	異なる	支給対象	81,507千円	169,807円	
	配偶者等が借家(間)に居住する単身赴任手当受給職員	13,500円 (最高)					
調整手当 初任給	医療職給料表(一)の職務にある職員	支給期間に応じ 118,000円～268,500円	異なる	支給対象、期間、支給額	7,532千円	2,510,800円	
手通勤	支給限度額	55,000円	同じ		307,184千円	165,419円	
単身赴任	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員	基礎額30,000円 職員の住居から配偶者の住居までの距離の長さに応じ6,000円～14,000円を加算	異なる	基礎額、距離、加算額	120千円	120,000円	
管理職	管理又は監督の地位にある職員	職務の級に応じ 41,900円～142,400円	異なる	支給額	122,309千円	1,164,847円	
宿日直手当	正規の勤務時間外に発生する災害等に対する警戒態勢を確保し、災害対策の円滑な遂行を図るために行う宿直勤務及び日直勤務に従事した職員	年末年始	異なる	支給額	0円	0円	
		5時間以上					11,000円
		5時間未満					5,500円
		通常の日					5時間以上
5時間未満	4,400円						
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員	時間単価×25/100×勤務時間数	異なる	時間単価の算出方法	3,262千円	163,101円	
休日給	休日において正規の勤務時間中に勤務した場合	時間単価×135/100×勤務時間数	異なる	時間単価の算出方法	40,620千円	124,983円	

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	区長	1,048,300円	(参考) 特別区における最高/最低額	
	副区長	840,600円	1,286,000円/914,400円	
報酬	議長	901,100円	956,000円/856,000円	
	副議長	786,700円	809,000円/763,500円	
	議員	608,700円	621,000円/594,800円	
期末手当	区長	(6年度支給割合) 4.10月分		
	副区長	4.00月分		
退職手当	議長	(6年度支給割合)		
	副議長 議員	3.95月分		
退職手当	区長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副区長	1,048,300円×在職年数×4.5	18,869,400円	任期ごと
		840,600円×在職年数×3.1	10,423,440円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

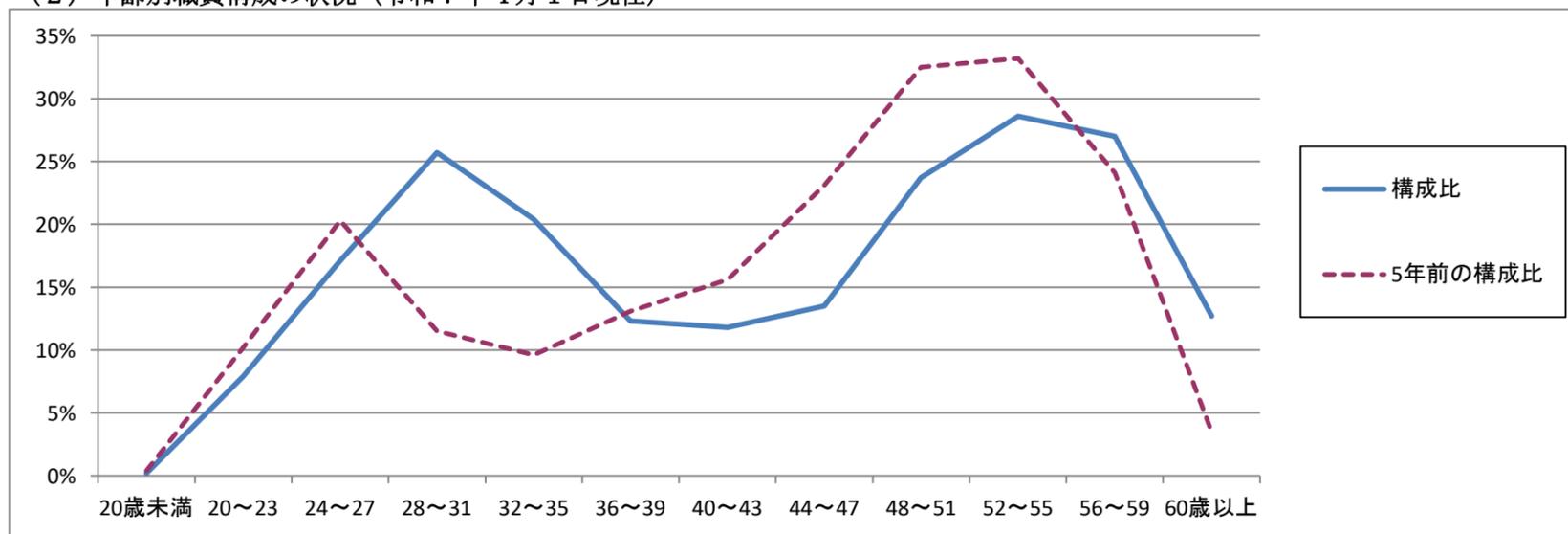
(1) 会計別職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		6年度	7年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	13	14	1	育休加配
		総務	376	401	25	事務強化
		税務	84	83	△ 1	執行体制見直し
		民生	869	911	42	事務強化
		衛生	256	244	△ 12	執行体制見直し
		労働	1	1	0	
		商工	31	32	1	事務強化
		土木	216	220	4	事務強化
	計	1,846	1,906	60	<参考> 人口1万人当たり職員数65.72人	
	教育部門	139	141	2	事務強化	
小計	1,985	2,047	62	<参考> 人口1万人当たり職員数70.59人		
公営企業等会計		114	118	4	事務強化	
合計		2,099 [2,053]	2,165 [2,053]	66 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数74.66人	

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員数である。
2. []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	189人	228人	219人	285人	230人	138人	133人	140人	222人	233人	142人	2,161人

(3) 職員数の推移

部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,775	1,777	1,766	1,770	1,839	1,902	127 (7.15%)
教育	136	133	133	133	141	141	5 (3.68%)
普通会計 計	1,911	1,910	1,899	1,903	1,980	2,043	132 (6.91%)
公営企業等会計 計	111	111	111	113	114	118	7 (6.31%)
総合計	2,022	2,021	2,010	2,016	2,094	2,161	139 (6.87%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。